

2016年4月19日 全14頁

法律・制度 Monthly Review 2016.3

法律・制度の新しい動き

金融調査部 研究員
小林 章子

[要約]

- 3月の法律・制度に関する主な出来事と、3月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 3月は、銀行法等及び消費者契約法の改正案が国会に提出されたこと（4日）、バーゼル銀行委員会が「信用リスクアセットのばらつきの削減（内部モデル手法の利用の制約）」と題する市中協議文書を公表したこと（24日）、平成28年度税制改正法及び平成28年度総予算が成立したこと（29日）などが話題となった。
- 金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○3月の法律・制度レポート一覧	2
○3月の法律・制度に関する主な出来事	3
○4月以後の法律・制度の施行スケジュール	5
○今月のトピック	
CGコード開示の動向③ 政策保有株式に関する方針等の現況	7
○レポート要約集	10
○3月の新聞・雑誌記事・TV等	14
○3月のウェブ掲載コンテンツ	14

◇3月の法律・制度レポート一覧

日付	レポート名	作成者	内容	頁数
7日	アナリスト受難の時代へ？ ～決算短信大幅簡素化、FD ルールの導入？～	吉井 一洋	会計	6
8日	法律・制度 Monthly Review 2016.2 ～法律・制度の新しい動き～	小林 章子	その他法律	13
22日	消費者契約法を強化する改正案、国会提出 ～2016年3月、国会に提出された 消費者契約法改正法案の概略～	堀内 勇世	その他法律	8
24日	バーゼルⅢへの対応状況（2015年6月末時点） ～モニタリング結果の公表（第9回）： 内部留保の積立でクリア可能か～	鈴木 利光	金融制度	13
25日	開示書類の虚偽記載等と金融商品取引法 ～①課徴金・刑事罰～	小林 章子	金融商品 取引法	20
	CGコード開示の動向③ 政策保有株式に関する方針等の現況 ～説明内容は依然不明瞭も、一歩前進 “Nothing will come of nothing”～	横山 淳	金融商品 取引法	25
	FinTech、仮想通貨などを巡る 銀行法等改正法案の概要 ～5%ルール、グループ経営管理、 仮想通貨交換業者など～	横山 淳	金融制度	6
	なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第15回～法人番号とは何か？～	鳥毛 拓馬	税制	4
28日	平成28年度税制改正 証券・金融関係 ～NISAやマイナンバーの手続き緩和、 インフラファンド税制拡充～	吉井 一洋	税制	17
31日	バーゼル委、内部格付手法 （信用リスク）の見直しへ ～【BCBS市中協議文書】株式保有、 内部格付手法の利用廃止か～	鈴木 利光	金融制度	6

◇3月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇「金融商品取引法」の一部改正法が施行。適格機関投資家等特例業務（いわゆるプロ向けファンド）に関する規制を強化するもの。
2日	◇バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表。基準日は2015年6月末（本邦は3月末）。 ◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「証券市場のリスク・アウトLOOK 2016」を公表。 ◇国際監査・保証基準審議会（IAASB）、IFRS9号「金融商品」の貸付金の減損（予想損失アプローチ）への対応も念頭に置いたISA540「公正価値の会計上の見積もりおよび関連する開示を含む会計上の見積もりの監査」の見直しプロジェクトについて、「PROJECT PROPOSAL」と「THE IAASB'S PROJECT TO REVISE ISA540」の2つの文書を公表。
3日	◇監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、「2015年検査結果調査報告書」を公表。
4日	◇銀行法等の一部改正案が国会に提出される。FinTech、仮想通貨等に関する改正。 ◇消費者契約法の一部改正案が国会に提出される。 ◇バーゼル委、第二次市中協議文書「オペレーショナル・リスクに係る標準的手法」を公表（コメント期限は6月3日まで）。
8日	◇金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」、「『会計監査の在り方に関する懇談会』提言—会計監査の信頼性確保のために—」を公表。 ◇日本公認会計士協会（JICPA）、会長声明「金融庁『会計監査の在り方に関する懇談会』提言を受けて」を公表。 ◇「日本証券市場セミナー」がカナダ・トロントに於いて開催。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、「負債の消滅—プリペイド・ストアード・バリュー商品（プリペイドカードなど）の権利の未行使の認識」を公表。
9日	◇日本経済団体連合会、「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型（改訂版）」を公表。 ◇バーゼル委、ワーキングペーパー「自己資本規制及び流動性規制に関する複合的文献レビュー」を公表。 ◇欧州証券市場監督局（ESMA）、欧州銀行監督局（EBA）及び欧州保険・年金監督局（EIOPA）の共同委員会（ESAs）、非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制に係る細則案を公表。バーゼル委とIOSCOによるガイドラインの法制化プロセス。2016年9月からの段階的実施を予定。 ◇英国金融行為規制機構（FCA）、デジタル化・モバイル化のイノベーションに対する規制上の障害に関する意見募集の結果に関するフィードバックを公表。
10日	◇「第8回日本証券サミット」がニューヨークに於いて開催。大和総研・川村雄介副理事長がパネリストとして登壇。 ◇企業会計基準委員会（ASBJ）、議事概要として「マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」を公表。平成28年3月決算における退職給付債務の計算における割引率の利回りについて、マイナスとなっている利回りとゼロを下限とする方法のいずれも容認。 ◇FASB、「デリバティブの契約更改による既存のヘッジ会計の関係への影響」の基準を公表。
11日	◇バーゼル委、市中協議文書「開示要件（第3の柱）の統合及び強化」を公表（コメント期限は6月10日まで）。 ◇ESMA、レポや証券貸借の透明性の向上に関するレギュレーション下のルールの討議資料を公表。

	<p>◇経済産業省、日本の「特許法条約 (PLT)」及び「商標法に関するシンガポール条約 (STLT)」加入を公表 (6 月 11 日発効)。</p> <p>◇「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 (中小企業経営承継円滑化法)」の施行日が公布 (4 月 1 日施行)。中小企業の経営承継を円滑化するため、遺留分に係る民法の特例の対象を親族外承継にも広げるもの。</p>
14 日	<p>◇ASBJ、企業会計基準適用指針第 27 号「税効果会計に適用する税率に関する適用指針」を公表。</p> <p>◇金融庁、「2016 年版 EDINET タクソノミ」を公表。</p> <p>◇FASB、負債性商品の期限前償還のオプションを区分経理するか否かの判断に関する基準を公表。</p> <p>◇FCA、金融アドバイスに関する報告書を公表。</p>
15 日	<p>◇欧州委員会、日本の公正取引委員会と競争政策協力強化で合意。</p> <p>◇FASB、「持分法会計への移行の簡素化」を公表。</p>
16 日	<p>◇日本証券業協会、職場積立 NISA の導入状況等を公表。導入企業数 1,268 社 (平成 27 年 12 月末時点)、積立金額は合計 1 億 998 万円 (平成 27 年 7 月から 12 月まで)。</p> <p>◇経済産業省・東京証券取引所、平成 27 年度「なでしこ銘柄」として 45 銘柄を選定。</p> <p>◇英国政府、Lifetime ISA の導入を発表。従来の ISA に加え住宅購入又は 60 歳以降のみ引き出し可能なタイプを導入。政府の補助金付き。</p>
17 日	<p>◇ASBJ、修正国際基準公開草案第 2 号「修正国際基準 (国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」の改正案を公表 (コメント期限は 5 月 31 日まで)。</p> <p>◇東証、有価証券上場規程施行規則等を一部改正。「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」等の改正に伴い、修正国際基準 (JMIS) を適用する場合の上場制度上の取扱いを規定するもの。</p> <p>◇FASB、収益認識の新基準について本人 (収益の全額表示) か代理人 (収益の純額表示) かの判断のための基準を公表。</p>
18 日	<p>◇「金融商品取引法等に基づく課徴金等の納付手続の特例に関する省令」が公布。課徴金納付の書式等を定める内容。</p> <p>◇財務会計基準機構 (FASF)、平成 28 年 4 月 1 日以後の ASBJ の委員及び基準諮問会議の委員を選任。ASBJ の委員長に小野行雄氏が再任。</p> <p>◇金融安定理事会 (FSB)、「破綻処理体制に関するピア・レビュー (第 2 弾)」を公開。</p> <p>◇日本税理士会連合会、「中小法人の範囲と税制のあり方について」を公表。</p>
22 日	<p>◇JICPA、非営利法人委員会実務指針第 38 号「公益法人会計基準に関する実務指針」を公表。</p> <p>◇FASB、貸付金の減損の移行リソースグループ (Transition Resource Group) のメンバーを公表。</p>
23 日	<p>◇JICPA、監査・保証実務委員会報告第 68 号「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」及び「『監査人から引受事務幹事会社への書簡』要綱」の改正公開草案を公表 (意見提出期限は 4 月 25 日まで)。</p>
24 日	<p>◇金融庁、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリストを更新。受入れを表明した機関投資家の合計は 206 となる。</p> <p>◇ASBJ、議事概要として「マイナス金利に関する会計上の論点への対応について」を公表。これまで特例処理が適用されていた金利スワップについて、平成 28 年 3 月決算における特例処理の適用継続を容認。</p> <p>◇IAASB、「ISA810 (改訂)『要約財務諸表に関する報告業務』」の最終版を公表。</p> <p>◇パーゼル委、市中協議文書「信用リスクアセットのばらつきの削減 (内部モデル手法の利用の制約)」を公表 (コメント期限は 6 月 24 日まで)。</p> <p>◇公認会計士・監査審査会、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」を公表。</p>
25 日	<p>◇日本取引所グループ、ミャンマー経済銀行、大和総研の合併によるミャンマー初の</p>

	<p>取引所「ヤンゴン証券取引所」での取引が開始。上場第1号は同国で不動産業等を営むファースト・ミャンマー・インベストメント社の株式。</p> <p>◇JICPA、会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第10号「個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第11号「中間財務諸表等における税効果会計に関する実務指針」、同第14号「金融商品会計に関する実務指針」、税効果会計に関するQ&A及び土地再評価差額金の会計処理に関するQ&Aの改正を公表。</p> <p>◇金融庁、「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項について」（平成28年3月期以降）を公表。</p>
28日	<p>◇ASBJ、改正企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」を公表。2015年12月改正の同適用指針を早期適用した企業において、早期適用した場合の翌四半期の財務諸表（比較情報）の取扱いについて明確化を図るもの。</p> <p>◇「保険業法施行規則」の一部改正府令が公布。ソルベンシー・マージン比率の適正化を図るもの。</p>
29日	<p>◇平成28年度税制改正法が参議院にて可決・成立（公布は3月31日）。</p> <p>◇平成28年度総予算（一般・特別・政府関係機関）が参議院にて可決・成立。</p>
30日	<p>◇金融庁、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布（原則として3月31日施行）。</p> <p>◇FSB、本会合を東京に於いて開催（31日まで）。</p> <p>◇FASB、株式報酬の新会計基準を発出。</p> <p>◇ESMA、商品先物及び現物市場に関する市場詐害行為規制（MAR）の公開草案を公表（5月20日まで意見募集）。</p>
31日	<p>◇JICPA、プレスリリース「特別レビューの実施概要の公表について」を公表。会長通牒（平成28年1月27日）を踏まえ、上場会社を監査する監査事務所について、平成28年3月期の監査終了前に監査実施体制を確認・指導したもの。</p> <p>◇金融庁、改正「金融商品取引業等に関する内閣府令」および改正「主要行等向けの総合的な監督指針」等を公布（施行・適用は非清算店頭デリバティブ取引の規模に応じて平成28年9月1日から）。中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する改正。</p> <p>◇金融庁、「国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例」を公表。</p> <p>◇IFRS財団、「IFRS Taxonomy 2016」を公表。</p> <p>◇国際基準会計審議会（IASB）、2016年のXBRLのタクソノミを公表。</p> <p>◇ESMA、UCITS（欧州の投資ファンド）に関する指令及びAIFMD（ファンド運用業者に関する指令）下の健全な報酬の方針に関するガイドラインの最終報告書を公表。</p> <p>◇財務省、平成28年度税制改正法の改正に伴い、関連する施行令・施行規則等の改正省令を公布。</p>

◇4月以後の法律・制度の施行スケジュール

日付		施行される内容
2016年 (H28)	4月1日	<p>◇ジュニアNISA開始（口座開設の受付は2016年1月1日から）。</p> <p>◇国際課税について総合主義から帰属主義に改正。</p> <p>◇(2016年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.9%から23.4%に引き下げ。</p> <p>◇法人事業税の外形標準課税部分が拡大（所得割は縮小）。</p> <p>◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の65%→60%）。</p> <p>◇2016年4月1日以後開始事業年度（最終親会社）から、多国籍企業の</p>

		<p>企業情報の文書化（移転価格税制関連）制度が開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇国境を越えた役務の提供（芸能・スポーツ等）への消費課税見直し（電子書籍・音楽・広告等に関しては2015年10月1日に導入済み）。 ◇労働者301人以上の企業について、女性の活躍推進に向けた事業主行動計画の策定を新たに義務づけ。 ◇「行政不服審査法」の一部改正法が施行。 ◇「不当景品類及び不当表示防止法」の一部改正法が施行。 ◇中小企業経営承継円滑化法が施行。
	7月1日	◇国民年金の納付猶予制度の対象者が、現行の30歳未満の者から50歳未満の者に拡大。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇短時間労働者の厚生年金・健康保険の加入要件が緩和。 ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大3,000万円に引き上げ。 ◇「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正法が施行。 ◇消費者の財産的被害の回復裁判手続（いわゆる日本版クラスアクション）制度が開始。
	12月31日	◇同日時点の財産債務調書から、マイナンバーを記入。
2017年 (H29)	1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇所得税の給与所得控除の上限が230万円から220万円に縮小。 ◇非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度が開始。
	1月	<ul style="list-style-type: none"> ◇国の機関について、個人番号（マイナンバー）を利用した情報連携を開始（予定）。 ◇マイナンバーに関する情報提供システム「マイナポータル」利用開始（予定）。
	3月15日	◇マイナンバーを記載した所得税の確定申告書の初の提出期限。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇消費税率が8%から10%へ引き上げ。 ◇消費税の軽減税率制度（8%）の導入。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の60%→55%）。 ◇公的年金の受給資格期間が25年から10年に短縮。 ◇年金生活者支援給付金の支給開始。
	7月	◇地方自治体について、マイナンバーを利用した情報連携を開始（予定）。
	10月1日	◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,500万円に引き下げ。
	10月	◇厚生年金の保険料率が18.3%に引き上げられ、段階的引き上げが終了。
2018年 (H30)	1月?	◇任意での預貯金へのマイナンバーの紐づけ開始。
	4月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇(2018年4月1日以後開始事業年度より)法人税率が23.4%から23.2%に引き下げ。 ◇欠損金の繰越控除の見直し（当期所得の55%→50%）。
	9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ◇欠損金の繰越期間の延長（9年→10年）。 ◇消費税の総額表示義務の特例の適用期限。これ以後、消費者向けの価格表示については税込価格での表示が義務付けられる。
	10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ◇住宅取得等資金の贈与税非課税枠が最大1,200万円に引き下げ。 ◇上場株式の売買単位の100株単位への移行期限。
	12月31日	◇既存の証券口座等に係るマイナンバーの告知の経過措置が終了。

※原則として、3月31日時点で決定されている法令・規則等に則って記載している。税制・会計等の適用時期は、3月末決算法人の例を記載。今回新規に追加・変更したものは太字で記載。

◇今月のトピック

CGコード開示の動向③ 政策保有株式に関する方針等の現況

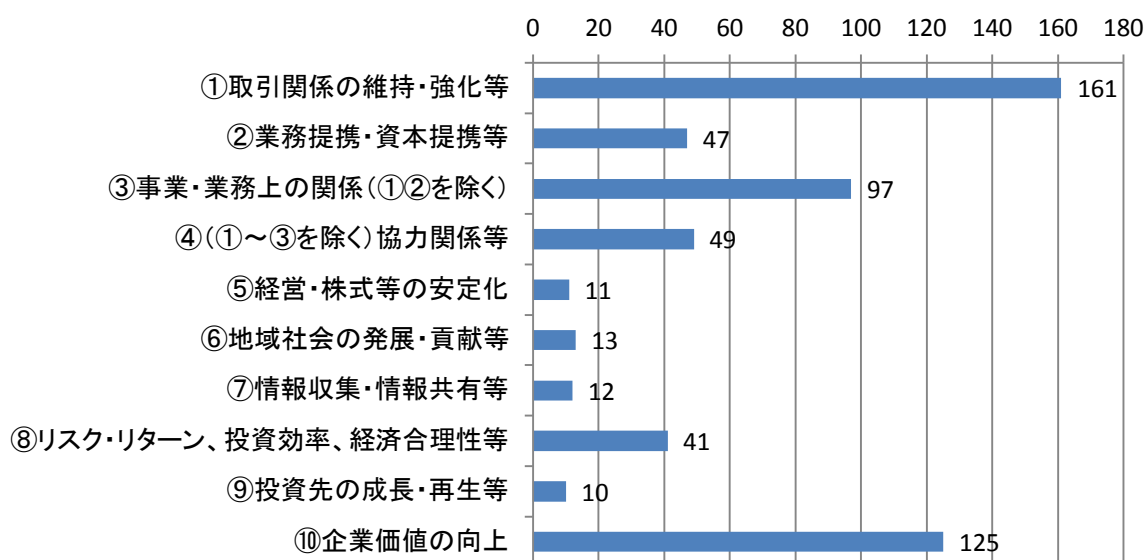
～説明内容は依然不明瞭も、一歩前進 “Nothing will come of nothing”

2016年3月25日 横山 淳

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160325_010757.html

※図表番号は、引用元のレポートの図表番号と対応している。

図表1 「政策保有に関する方針」 政策保有の目的、ねらい等（重複あり）



(注) 10件未満しか言及がない事項は割愛している。

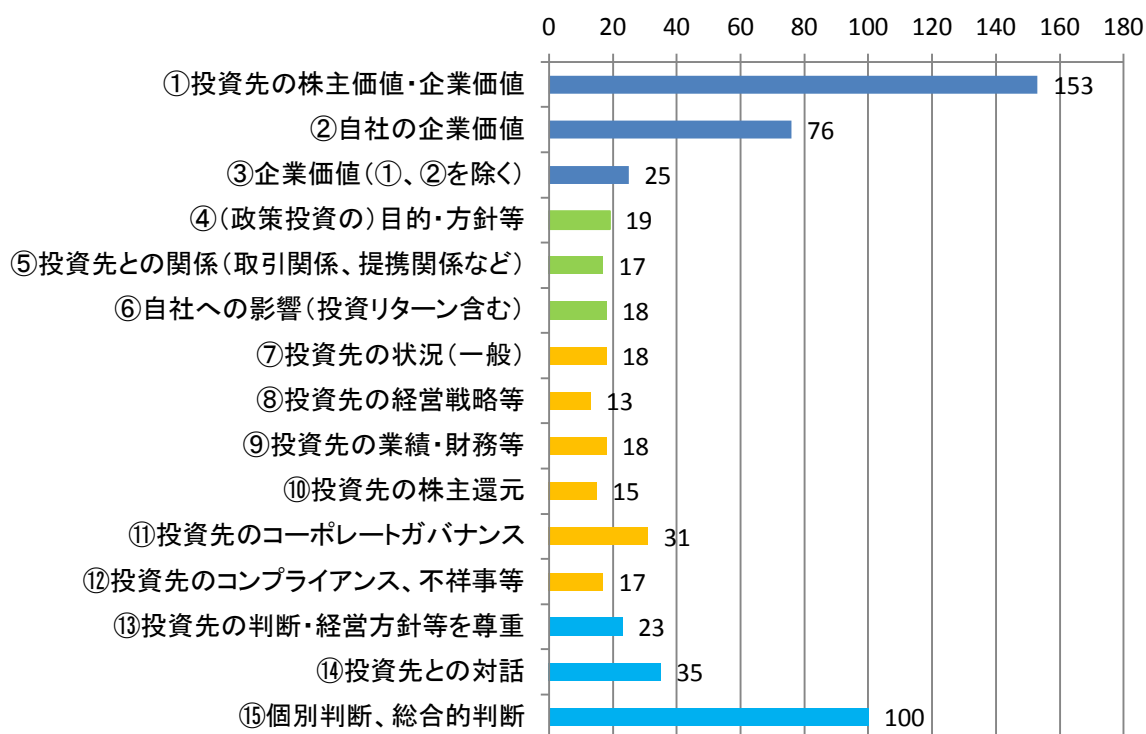
(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表2 「原則、保有しない」、「最小限」、「限定的」、「削減」などの方針（重複あり）

「原則、保有しない」／「一定の場合を除き、保有しない」など	17社
「最小限の保有」など	6社
「限定的な保有」／「対象を厳選」など	10社
「削減方針」	6社

(出所) 各社のCG報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表3 政策保有株式の議決権行使に当たっての判断要素（重複あり）



(注) 10件未満しか言及がない事項は割愛している。

(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表4 議決権行使基準を踏まえた具体的なアクションの事例（重複あり）

①「反対する（可能性がある）」	11社
②「慎重に判断する」、「特に留意して判断する」など	5社
③「肯定的に判断できない」など	5社
④「精査する」など	13社
⑤「確認する」、「対話を行う」など	24社
⑥その他	13社

(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表5 政策保有株式の「中長期的な経済合理性や将来の見通し」の検証主体

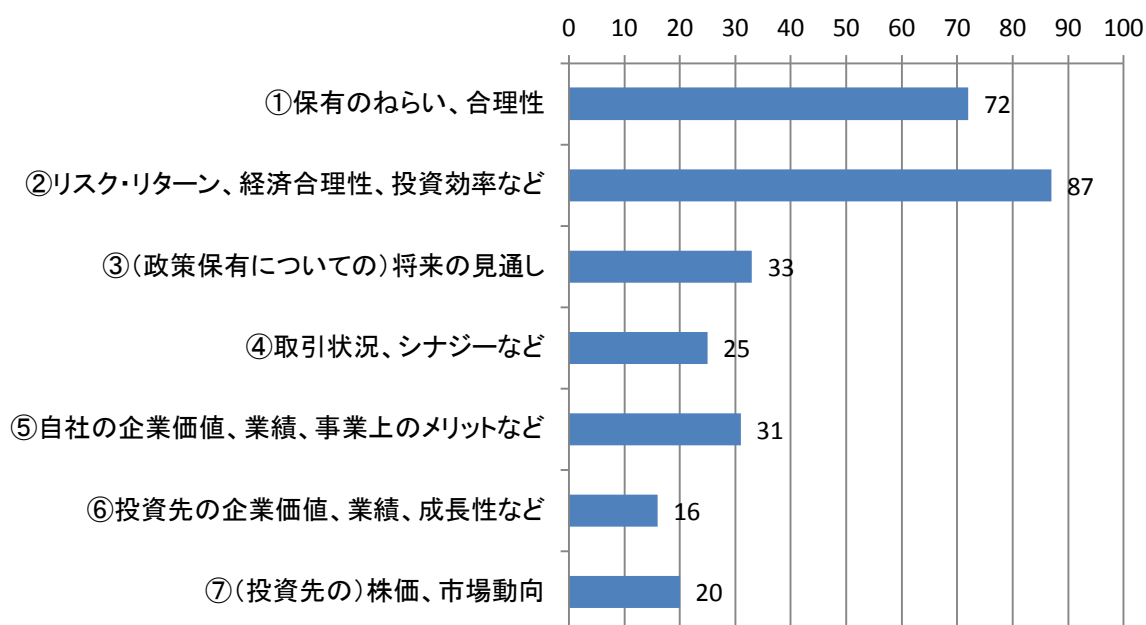
検証を行う主体		取締役会の関与	
取締役会	74社(注1)	—	
取締役会以外 (委員会、会議等 (担当取締役 (担当部門	17社(注1)	検証	2社(注1)
	8社(注1)	付議・審議	3社
	6社(注2)	報告・説明	7社
	3社)	確認その他	1社
		開示なし	4社
開示なし	80社	付議・審議	7社
		報告・説明	18社
		確認その他	5社
		開示なし	50社

(注1) 「取締役会」と「委員会、会議等」の双方で検証を行うという会社が2社存在している。

(注2) うち2社は、担当部門が随時モニタリングを行い、モニタリング結果の報告を受けた担当取締役が検証を行うというものである。

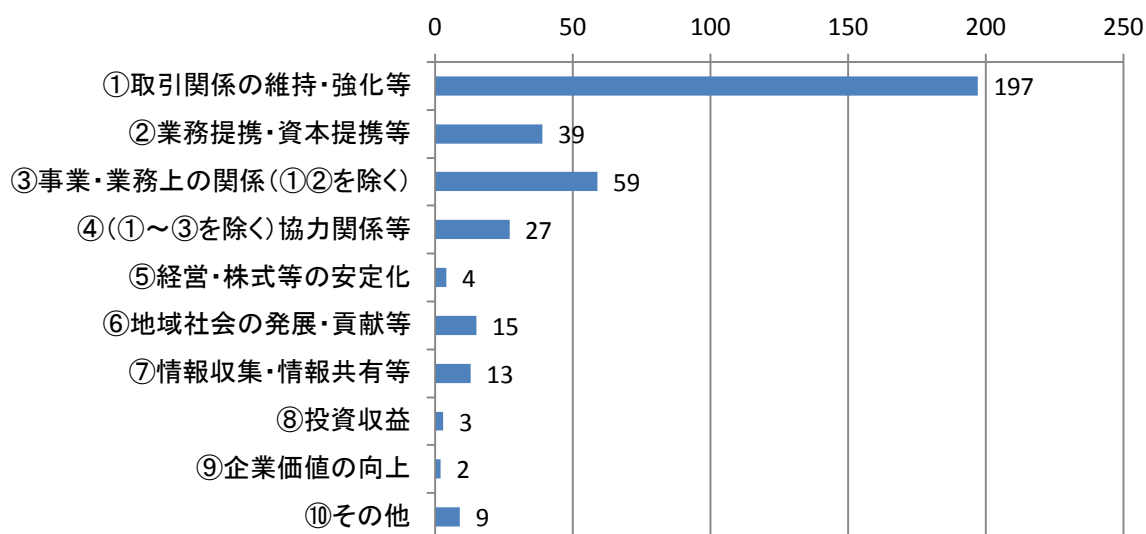
(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表6 政策保有株式の「中長期的な経済合理性や将来の見通し」の検証項目(重複あり)



(出所) 各社のCG報告書などを基に大和総研金融調査部制度調査課作成

図表7 有価証券報告書における政策保有株式の「保有目的」（重複あり）



(注) 有価証券報告書の提出者ベース（保有者ベース）である。例えば、ある上場会社が、政策保有株式を5銘柄保有しており、うち4銘柄が「取引関係の維持」、1銘柄が「業務提携」を「保有目的」としている場合、「①取引関係の維持・強化等」、「②業務提携・資本提携等」をそれぞれ1社とカウントしている。

(出所) 各社の有価証券報告書を基に大和総研金融調査部制度調査課作成

◇レポート要約集

【7日】

アナリスト受難の時代へ？

～決算短信大幅簡素化、FD ルールの導入？～

2016年2月19日に金融審議会の第3回ディスクロージャーWG（ワーキング・グループ）が開催された。

審議会では、これまでの議論を踏まえてということで、東京証券取引所から決算短信の簡素化の提案について説明があり、その後、審議が行われた。

さらに、企業の選択的な情報開示を禁止するフェア・ディスクロージャー・ルールの導入の必要性が議論された。

アナリストや、自ら企業情報の分析を行う投資家にとっては、厳しい見直し内容となりそうである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/accounting/20160307_010702.html

【8日】

法律・制度 Monthly Review 2016.2

～法律・制度の新しい動き～

2月の法律・制度に関する主な出来事と、2月に金融調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。

2月は、企業会計基準委員会（ASBJ）が収益認識に関する包括的な会計基準の開発についての意見募集を開始したこと（4日）、「所得税法等の一部を改正する法律案」（5日）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律案」（9日）が国会に提出されたことなどが話題となった。

金融調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160308_010710.html

【22日】

消費者契約法を強化する改正案、国会提出

～2016年3月、国会に提出された消費者契約法改正法案の概略～

2016年3月4日、「消費者契約法の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

これは、2015年12月の「消費者契約法専門調査会報告書」において、「速やかに法改正を行うべき内容を含む論点」として掲げられていた事項につき、法改正を行おうとするものである。

改正内容には、過量な内容の消費者契約に対する消費者の取消権の追加、取消権の行使期間の延長、消費者の解除権を放棄させる条項の無効に関する規定の新設などが含まれている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20160322_010739.html

【24日】

バーゼルⅢへの対応状況（2015年6月末時点）

～モニタリング結果の公表（第9回）：内部留保の積立でクリア可能か～

2016年3月2日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、「バーゼルⅢモニタリングレポート」を公表している。

今回のモニタリングの対象となった銀行（金融機関）は、全部で230である。

グループ1（Tier 1資本30億ユーロ超の国際的に活動する銀行（金融機関））においては、前回同様、普通株式等Tier 1（CET 1）の最低所要水準（4.5%）と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額がゼロとなっている。グループ2（その他すべての銀行（金融機関））においても、前回に比して、CET 1の最低所要水準と資本保全バッファの合計（7.0%）に対する資本不足額が約90%減少している。

こうしたことから、前回のモニタリング結果に引き続き、今回のモニタリング結果からも、銀行（金融機関）は、主として現状のペースで内部留保を積み立てていくことにより、2019年の完全実施までに資本不足額の大部分を補うことが可能となりそうなことが窺われる。

というのは、グループ1及びグループ2の銀行（金融機関）の双方において、CET 1が規制資本の8割超を占めているところ、そのCET 1の相当部分（グループ1においては55%、グループ2においては38.3%）を内部留保が占めているためである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160324_010753.html

【25日】

開示書類の虚偽記載等と金融商品取引法

～①課徴金・刑事罰～

昨今、日本を代表する大手企業による開示書類の虚偽記載が話題となっている。

（上場）企業が有価証券による資金調達を行う場合には、金融商品取引法、会社法及び取引所上場規則等に基づき、発行企業の財務状況や当該有価証券の内容等について、投資家に開示（ディスクロース）することが求められている。

金融商品取引法に基づく開示制度は、投資者の合理的な投資判断に資することを目的とする。そして、開示書類に虚偽記載等が存在した場合の規制として、課徴金、刑事罰（懲役・罰金）、民事責任（損害賠償）及び行政処分（業務停止命令等）を定めている。

本レポートでは、金融商品取引法に基づく上記の各規制について解説する。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160325_010755.html

CGコード開示の動向③ 政策保有株式に関する方針等の現況

～説明内容は依然不明瞭も、一歩前進 “Nothing will come of nothing”～

2015年12月に、3月決算の上場会社によるコーポレートガバナンス・コードに基づく開示情報を記載した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の提出の期限を迎えた。

東証1部上場会社による10月末までの提出分では、238社中227社において「政策保有に関する方針」に関する記述が確認できた。その中には少数ではあるが、「原則、保有しない」方針（17社）や「削減方針」（6社）とするものもあった。

また、238社中222社において「議決権の行使」基準に関する記述が確認できた。そのうち、一定の条件に該当した場合に、「反対」の議決権行使を行う可能性を明示しているのは、11社にとどまっている。

CG報告書での開示は義務付けられていないが、政策保有株式の「中長期的な経済合理性や将来の見通し」の検証に関する記述が238社中169社において確認できた。そのうち、検証結果によっては、政策保有株式を「売却」する可能性を明示しているのは、45社にとどまっている。

政策保有株式を巡っては、これまでも株主・投資者と上場会社の間で認識のギャップがあった。こうした認識のギャップを埋めて、「建設的な対話」を通じた相互理解・共通認識を形成するためにも、政策保有株式に対する株主・投資者の懸念に応える情報開示が求められよう。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/securities/20160325_010757.html

FinTech、仮想通貨などを巡る銀行法等改正法案の概要

～5%ルール、グループ経営管理、仮想通貨交換業者など～

2016年3月4日、「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が国会に提出された。

同法案には、金融審議会のワーキング・グループなどでの議論を踏まえて、①金融グループの経営管理における銀行持株会社等が果たすべき機能の明確化、②金融グループ内の共通・重複業務の集約等の容易化、③金融関連IT企業への出資の柔軟化、④プリペイドカード利用についての苦情処理体制の整備、⑤仮想通貨への対応（仮想通貨の売買などを業として行う仮想通貨交換業者に対する登録制・規制等の導入）などが盛り込まれている。

公布日から起算して1年以内の政令指定日からの施行が予定されている。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160325_010760.html

なるほどマイナンバー 個人の生活の視点から 第15回

～法人番号とは何か？～

今回は、法人番号の基本的な仕組みについて解説します。法人番号は、平成27年10月22日から、株式会社などの法人等に指定（1法人に1つ）されている13桁の番号です（企業版マイナンバーなどと呼ばれることもあります）。個人番号（マイナンバー）とは異なり、原則としてインターネット（法人番号公表サイト）を通じて公表されます。

http://www.dir.co.jp/research/report/finance/mynumber/20160325_010761.html

【28日】**平成28年度税制改正 証券・金融関係****～NISAやマイナンバーの手続き緩和、インフラファンド税制拡充～**

2015年12月10日、与党の平成28年度税制改正大綱が公表された。2015年12月24日の閣議決定を経て、2016年2月5日に「所得税法等の一部を改正する法律案」、9日に「地方税法等の一部を改正する等の法律案」（以上「改正税法（案）」）が通常国会に提出された。改正法案は衆議院を通過し参議院で審議中であり、3月末までに可決・成立する予定である。

証券・金融関係では、証券界・金融庁が要望していた上場株式等の相続税評価の見直しは実現しなかった。デリバティブを金融所得課税の一体化の対象とする措置も先送りされることとなった。

NISAの口座手続きの簡素化やマイナンバーに関する負担軽減、インフラファンドの税制の拡充などは改正内容に盛り込まれた。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/tax/20160328_010767.html

【31日】**バーゼル委、内部格付手法（信用リスク）の見直しへ****～【BCBS 市中協議文書】株式保有、内部格付手法の利用廃止か～**

2016年3月24日、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、市中協議文書「信用リスクアセット（RWA）のばらつきの削減－内部モデル手法の利用の制約」（市中協議文書）を公表している（コメント提出期限は2016年6月24日）。

市中協議文書は、バーゼル規制における内部格付手法に係る一連の見直しを提示するものである。

市中協議文書でもっともインパクトのある提案は、金融機関向け債権、大手法人向け債権、そして株式保有について、内部格付手法の利用を廃止し、標準的手法の利用を義務付けるものであろう。

とりわけ、株式保有については、標準的手法の見直し（検討中）と相まって、リスク・ウェイトを一律250%とすることが求められることになる。

また、資本フロアについても、その水準が最大で90%となる可能性が示唆されている点は見逃せない。

仮に90%の水準が設定された場合、内部格付手法を採用するメリットは大きく損なわれることになろう。

BCBSは、市中協議文書へのコメントを踏まえ、2016年末までに最終規則を公表する見込みである。

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/financial/20160331_010780.html

◇3月の新聞・雑誌記事・TV等

掲載誌名等・日付	タイトル等	担当者
Financial Adviser (4月号)	シンクタンク研究員による 読み解き！最新制度 Vol.13 金融所得課税の一体化 —デリバティブ等の取扱い	鳥毛 拓馬

◇3月のウェブ掲載コンテンツ

日付	タイトル	担当者
3月4日 掲載	大和スペシャリストレポート：「バーゼル規制」は日本経済にどう影響するか？ http://www.daiwatv.jp/contents/analyst/report/20607-032/	鈴木 利光
3月9日 掲載	コラム：成人式は、何歳で迎えることになるのか？ http://www.dir.co.jp/library/column/20160309_010712.html	堀内 勇世
3月29日 掲載	コラム：いよいよ始まるジュニアNISA http://www.dir.co.jp/library/column/20160329_010768.html	鳥毛 拓馬